

# 「教育振興運動」「いわて型コミュニティ・スクール」「コミュニティ・スクール(文部科学省)」について

## 資料 10-3

- ・地域社会のつながりや支え合いの希薄化
- ・(生産年齢)人口減少の進行
- ・子供たちの規範意識や社会性等の課題

- ・児童虐待の増加
- ・複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担
- ・グローバル化の進展 等

- ・貧困問題の深刻化

### 解説編

(H29.5作成)

### 社会総掛かりでの教育の実現

これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を實現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育て「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して取組を推進していくことが必要。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)  
(平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会)

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を實現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその實現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の實現が重要。

新学習指導要領(平成 29 年 3 月 公示 文部科学省)

### 「地域とともにある学校づくり」「社会に開かれた教育課程の實現」に有効なツール

学校や地域の既存の取組を振り返り、実態に応じてツールを活用・工夫するなど、より適切で効果的な連携が図られるようにする。

### ※ 学校や地域の実態に応じて実施

|          | 教育振興運動   | いわて型コミュニティ・スクール  | コミュニティ・スクール(文部科学省)  | 備考   |
|----------|--|--|---|--|
| 1 目的     | ① 知・徳・体のバランスのとれた社会に適應できる人間形成を目指す。<br>② 学校と家庭及び地域が、連携・協働し、子供たちを育てる。   |  |   | ☆目的については、学校、家庭、地域の協働・参画により、子供たちを育てる点で共通している。   |
| 2 特色     | ◎学校と保護者、地域住民が話し合いにより、学校や地域の教育課題を共有し、その解決や向上策に具体的に取組み子供たちを育てる。<br>■本県独自の教育運動。それぞれの地域の特色を生かしながら、地域全体で子供を育て実践的活動を展開する。  | □学校教育目標及び現状、課題等を踏まえ、検証可能な目標を設定し、目標達成型の学校経営を行う。<br>□学校や家庭、地域が共に目標やビジョン、その實現に向けた組織やしきみ、取組、成果や課題を検討・共有する。   |   |  |
| 3 推進体制   | ◎学校や地域の目標やビジョン、その實現に向けた組織やしきみ等を共に考える機会や組織・機関がある。<br>■主体は地域。地域によって異なる推進主体を中心に、5者(子供・保護者・学校・地域・行政)による話し合いにより、地域の課題を共有し、その解決や向上策に分担して取り組む。<br>■地域によって異なる推進主体<br>実践区の推進主体(事務局)は、地域の実態によって、学校、公民館、自治組織等がある。   | □主体は学校。責任者である校長のリーダーシップによる学校発信型の取組である。<br>□学校運営へ必要な支援を行ったり協議したりする組織や機関が明確である。<br>■教育振興運動組織や学校評議員<br>校長が任命した PTA や地域住民によって構成。学校によって組織は異なる。  | ■学校運営協議会<br>学校運営協議会がある学校をコミュニティ・スクールとよび、委員は教育委員会が任命する。  | ★文科省で進めるCSは、法的根拠を持ち、学校運営協議会という権限が保障された組織と家庭や地域との連携・協働の取組を主としたしきみ。学校運営への保護者や地域住民の積極的な参画という点で、いわて型CSより踏み込んだもの。<br>★いわて型CSは、法的根拠を持たず、学校が主となり「まなびフェスト」を媒介として家庭や地域との連携・協働を主としたしきみ。文部科学省で進めるCSと比べ、比較的ゆるやかな内容。<br>☆連携、協働の取組内容は類似している。 |
| 4 活動範囲   | ◎学校や家庭、地域  |  |   |  |
| 5 法的根拠   | □なし  |  | ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律<br>■各教育委員会規則・条例  |  |
| 6 主な取組内容 | ◎子供が地域の活動に参加したり、保護者や地域住民が学校の教育活動の支援を行ったりするなど、相互のかかわりが行われる。<br>■地域単位で推進主体が中心となり話し合い、運動の計画を立て、地域の特色を生かして自主的に解決する。<br>《教育振興運動の展開》(地域課題の例)<br>・家庭学習と読書活動<br>・情報メディア等<br>■推進組織の確認<br>■実践組織の確認と実践<br>・目標の共有と役割分担<br>・計画の立案<br>・活動の展開<br>・反省と評価   | □各学校で設定した取組を、「まなびフェスト」等で公表し、家庭や地域で推進する。<br>□学校評価を行い、改善に生かす。<br>《「まなびフェスト」を活用した展開》<br>■「まなびフェスト」の公表(例)・学力、体力の向上<br>・生活習慣の改善等<br>■学校、家庭における実践<br>・保護者会等での進捗状況の確認<br>■「まなびフェスト」の評価<br>・定量評価や定性評価及び自己評価<br>・児童や保護者を対象にしたアンケート<br>・学校評議員からの意見聴取 | 《学校運営協議会で協議する内容》<br>■校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。(必須)<br>■学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。<br>■教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる。(但し、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではない。校長の意見具申権そのものに変更が生じるものでもない。) |  |
| 7 運用例    | 《「教育振興運動」「いわて型コミュニティ・スクール」「文科省が進めるコミュニティ・スクール」の効果的な運用》<br><div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>※教育振興運動の推進機能が学校に有る場合</p> <p>教育振興運動といわて型CSの考え方や取組方が一致する部分を連携・協働で進めるなど、一体的に進めることが可能となる。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>文科省では、〇〇型CSのような形態を認めつつ、法的根拠を持つ文科省CSに移行することにより、持続可能な組織による取組が継続されるメリットをあげている。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>※教育振興運動の推進機能が学校以外に有る場合</p> <p>推進機能が、公民館や自治体等にある場合も、状況は同様であるが、「学校にある場合」に比べて、話し合いや合意形成の機会が必要となる。</p> </div> </div> |  |   |  |
| 8 導入状況   | □県内全ての公立小・中学校・義務教育学校において実施<br>※ 県内では、小・中学校・義務教育学校のみならず、市町村によっては、幼稚園や高等学校においても地域学校連携の趣旨を踏まえた取組が進められています。  |  | ■文科省CS導入状況<br>※ 4/33 市町村 (H29 現在)<br>・岩泉町(岩泉小、門小、小本小、岩泉中、小川中、小本中)<br>・普代村(普代小・普代中)<br>・大槌町(大槌学園・吉里吉里小・吉里吉里中)<br>・金ケ崎町(金ケ崎小、三ヶ尻小、第一小、西小、永岡小、金ケ崎中)                              | ※導入予定<br>・八幡平市<br>・山田町   |

《参考資料》  
 ・学校教育室義務教育担当作成資料(平成 20 年 5 月)  
 ・生涯学習文化課生涯学習振興担当作成資料(平成 21 年 2 月)  
 ・新しい時代の教育や地方創生の實現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)(平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会)  
 ・新学習指導要領(平成 29 年 3 月 公示 文部科学省)